

# 平成31年度 長崎市立西浦上中学校 部活動の活動方針

適切な部活動を目指して

部活動は、学校教育の一環としておこなわれるものであり、異年齢との交流の中で、児童生徒同士、児童生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、児童生徒自身が活動を通して、自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高い。活動においては、自主的、自発的な参加となるよう児童生徒が参加しやすいように、実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

スポーツ医・科学的見地から

ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。  
(公益財団法人 日本スポーツ協会)

バランスのとれた活動

活動においては、自主的、自発的な参加となるよう児童生徒が参加しやすいように、実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど児童生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

文化庁

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

長 崎 県 教 育 委 員 会

長崎県 運動部活動・文化部活動の在り方に関するガイドライン

長 崎 市 教 育 委 員 会

課外クラブ（部活動）指導の手引き（長崎市版ガイドライン）

運動部活動概要版・文化部活動概要版

「ねばり強くたくましい心豊かな長崎っ子を育む望ましい課外クラブ（部活動）をめざして」  
ア児童生徒の個性の尊重と適切な課外クラブ（部活動）の運営  
イ児童生徒のバランスのとれた生活の確保  
ウ地域や保護者に関われた課外クラブ（部活動）の運営

本 校 の 活 動 方 針

## 1 部活動のねらい

部活動は、学校教育の一環として行われ、体育・文化活動を通して、体力向上や健康の増進、豊かな情操を養うとともに、生徒の心身の健全な育成を図ることを目的とする。また、学年や学級を越えて共通の興味や関心をもった生徒で組織し、同じ目標に

向かって、共に協力し合って集団活動する中で、心身ともに健全な発達を図り、人間性を豊かにして、中学校生活の充実を図るところにある。

## 2 設置部

バスケットボール（男女）、バレーボール（女）、卓球（男女）、バドミントン（女）、器械体操（男女）、柔道（男女）、剣道（男女）、ソフトテニス（男女）、軟式野球（男女）、サッカー（男女）、陸上競技（男女）、水泳（男女）、吹奏楽（男女）、美術（男女）

※新設・廃部等については、部活動振興会と連携し決定する。

## 3 活動時間及び休養日

(1) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

部の実情、大会参加等によって活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加える。

	4月～ 中総体	中総体後～ 1学期末	9月・10月	11月・12月	1月～ 3月
平日	放課後～ 18:45	放課後～ 18:30	放課後～ 18:15	放課後～ 17:30	放課後～ 18:00
	19:00 完全下校	18:45 完全下校	18:30 完全下校	17:45 完全下校	18:15 完全下校

(2) 学期中は週当たり2日以上（平日1日、土・日1日以上）、家庭の日（毎月第3日曜日）ノ一活動デーとする。土・日や家庭の日に大会参加等で活動する場合は、翌週に休養日を設定する。

(3) 長期休業日は学期中に準じた扱いを行うとともに、夏は学校閉庁期間、冬は年末年始等の学校閉庁日を中心に休養期間（オフシーズン）を設ける。

## 4 大会参加について

大会参加は、中体連主催の大会（中総体、新人大会）と吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテストを除いて、年間7回を上限とする。

## 5 計画的な活動と周知

各部活動の年間指導計画等を作成し、部活動振興会及び保護者等に周知する

## 6 事故防止について

練習場所の安全点検や生徒の健康観察を行い、事故防止に努める。また、暴風雨警報や高温注意報等が発せられるなど、特段の配慮が必要な場合は、活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止などを行う。

## 7 その他

(1) 活動については、部活動振興会と十分な連携を行う。

(2) 土・日・祝日の登下校は、制服または部で定めた服装、バッグとする。

(3) 練習着は体育の授業で使用するもの、または部で指定された服装とする。

(4) 教員、コーチ、保護者のいずれもがいない場合の活動は、原則として禁止とする

(5) 期末・中間テストの5日前、実力テストの3日前から原則として活動を禁止する

(6) 校則を守る（不要物を持ち込まない、買い食いをしていない等）ことは当然であり、西浦上中学校の生徒としての自覚ある活動を行う。

向かって、共に協力し合って集団活動する中で、心身ともに健全な発達を図り、人間性を豊かにして、中学校生活の充実を図るところにある。

## 2 設置部

バスケットボール（男女）、バレーボール（女）、卓球（男女）、バドミントン（女）、器械体操（男女）、柔道（男女）、剣道（男女）、ソフトテニス（男女）、軟式野球（男女）、サッカー（男女）、陸上競技（男女）、水泳（男女）、吹奏楽（男女）、美術（男女）

※新設・廃部等については、部活動振興会と連携し決定する。

## 3 活動時間及び休養日

(1) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

部の実情、大会参加等によって活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加える。

	4月～ 中総体	中総体後～ 1学期末	9月・10月	11月・12月	1月～ 3月
平日	放課後～ 18:45	放課後～ 18:30	放課後～ 18:15	放課後～ 17:30	放課後～ 18:00
	19:00 完全下校	18:45 完全下校	18:30 完全下校	17:45 完全下校	18:15 完全下校

(2) 学期中は週当たり2日以上以上の休養日（平日1日、土・日1日以上）、家庭の日（毎月第3日曜日）ノ一部活動デーとする。土・日や家庭の日に大会参加等で活動する場合は、翌週に休養日を設定する。

(3) 長期休業日は学期中に準じた扱いを行うとともに、夏は学校閉庁期間、冬は年末年始等の学校閉庁日を中心に休養期間（オフシーズン）を設ける。

## 4 大会参加について

大会参加は、中体連主催の大会（中総体、新人大会）と吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテストを除いて、年間7回を上限とする。

## 5 計画的な活動と周知

各部活動の年間指導計画等を作成し、部活動振興会及び保護者等に周知する

## 6 事故防止について

練習場所の安全点検や生徒の健康観察を行い、事故防止に努める。また、暴風雨警報や高温注意報等が発せられるなど、特段の配慮が必要な場合は、活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止するなどを行う。

## 7 その他

(1) 活動については、部活動振興会と十分な連携を行う。

(2) 土・日・祝日の登下校は、制服または部で定めた服装、バッグとする。

(3) 練習着は体育の授業で使用するもの、または部で指定された服装とする。

(4) 教員、コーチ、保護者のいずれもがいない場合の活動は、原則として禁止とする

(5) 期末・中間テストの5日前、実力テストの3日前から原則として活動を禁止する

(6) 校則を守る（不要物を持ち込まない、買い食いをしない等）ことは当然であり、西浦上中学校の生徒としての自覚ある活動を行う。